国・地方における文化財の保存活用の制度イメージ

※赤字は制度改正等の検討事項

参考２

継続的な保存活用の措置

地方指定

・各地域にとって重要な文化財を指定。
・条例による独自の措置として、許可制を基本とし、国指定に準ずる手厚い保存活用を図るものが多い。

国指定

・我が国の文化全体の観点から見て重要な文化財を指定。
・許可制を基本とし、手厚い保存活用を図る。

地方登録

※条例のみ
→制度化？

・各地域にとって価値が認められ、地域として継続的に保存活用の網をかけていくべき文化財を登録。
・条例による独自の措置として、届出制を基本としつつ、保護措置の実態は多様。

登録の提案？

国登録

※無形/無形民俗を創設？

・我が国の文化全体の観点から見て価値が認められ、国として継続的に保存活用の網をかけていくべき文化財を登録。
・届出制を基本とし、緩やかな保護を図る。

価値の顕在性

価値付けの観点

※国登録は、指定制度（国・地方）を補完するものとの位置付け。

法律上の保護

一時点の記録作成

記録選択

【記録選択】
我が国の芸能や工芸技術等の変遷を知る上で貴重な無形文化財等について、変容又は消滅の恐れが高い場合等に、記録・保存。

保護に至る前

長官調査
【予算事業】

【長官調査】
現在の文化財保護法の体系では十分な保護措置がとられていない分野・文化財等について、国として調査研究を行い、適切な保存活用の方策について検討。